平成２３年（フ）第１８６号
北海道小樽市稲穂４丁目14番14号、前住所北海道小樽市稲穂５丁目21番20号
債務者　野田　純一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３１号
北海道小樽市最上１丁目16番15号、前住所北海道小樽市長橋４丁目６番17号
債務者　瀬尾　健一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５０号
山梨県甲斐市竜王1614番地１
債務者　宮﨑　文一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
山梨県南アルプス市飯野2389番地１　秋山武彦方
債務者　望月　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
山形県新庄市大字鳥越999番地　玉の木団地131、前住所山形県尾花沢市上町４丁目12番25号
債務者　松田　　健
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第６９号
沖縄県那覇市字松川314番地２　山岡方、住民票上の住所沖縄県那覇市三原２丁目15番７号
債務者　比嘉　一貴
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０２号
沖縄県南城市大里字大城2525番地　大里第二団地３棟304号
債務者　城間　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１号
岩手県釜石市甲子町第６地割92番地、旧住所東京都大田区山王４丁目25番１号　ビレッジ山王101号室
債務者　渡邉　舟二
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１３８号
三重県四日市市西山町7261番地18、申立時の住所愛知県弥富市又八２丁目125番地20
債務者　木本恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１５号
愛知県愛西市東保町東河原810番地
債務者　山口　　毅
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
滋賀県東近江市八日市上之町１番５号
債務者　中野　信次
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３９号
滋賀県近江八幡市末広町494番地
債務者　勝見　敏充
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４６号
滋賀県彦根市東沼波町1240番地　401号
債務者　横堀　満子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２７２号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目17番16―301号
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５８号
大阪市淀川区十三東３丁目19番20号
債務者　川畑　博美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０６号
大阪府東大阪市宝持４丁目３番28号
債務者　竹中　浩子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６０号
大阪市淀川区西三国１丁目28番９号　フォレストコート１番館205号
債務者　麓　　勝也
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部